

(建築物空気調和用ダクト清掃業)

建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請に必要な書類等

- ・登録申請書
- ・別紙1 (設備・機器名簿)
- ・別紙2 (監督者等名簿)
- ・別紙3 (研修実施状況)
必要に応じ、登録団体の交付する証明書等を添付 (詳細は、別紙3の解説参照)
- ・別紙4 (作業の実施方法等)
別紙4の中に更に別紙ある場合は、その別紙も添付
- ・ダクト清掃作業監督者講習会修了証の本証と写し
新規登録の場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の本証と写しでも、申請が可能です。再登録の場合は不可。
本証は申請後、その場で返却いたします。
- ・機械器具が貸借の場合は、貸借契約書等の写し
- ・再登録の場合は、旧登録証明書の写し
- ・申請手数料35,500円 (申請時に現金でお持ちください。) 令和8年4月1日改正

(建築物空気調和用ダクト清掃業)

申請当日は、申請手数料として35,500円を現金でお持ちください。県証紙等は絶対に買わないでください。

様式第5号 (第5条関係)

登 録 申 請 書

平成20年4月1日

(あて先) 静岡市保健所長

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 静岡県静岡市葵区城東町24番1号

氏 名 (法人にあっては、その名称並びに代表者の氏名及び住所) 静岡衛生株式会社
代表取締役 静岡 太郎
静岡県静岡市葵区追手町5番1号

会社所在地とは別に代表者の住所も記載してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請を行なう業種に一つだけ○をつけてください。同時に複数の業種を申請する場合は、申請書をもう一部用意して、別個に申請してください。

営業所	名称	静岡衛生株式会社 静岡営業所
	所在地	静岡市駿河区〇〇町〇番〇号
	責任者の氏名	営業所長 駿河 一郎

登録を受けようとする事業の区分	添付書類
建築物清掃業	別紙1から4まで、省令第25条第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物空気環境測定業	別紙1、2及び4、省令第26条第2号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
<input checked="" type="radio"/> 建築物空気調和用ダクト清掃業	別紙1から4まで、省令第26条の3第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図 ダクト清掃業監督者の資格を有することを証明する書類
建築物飲料水水質検査業	別紙1、2及び4、飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面、省令第27条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物飲料水貯水槽清掃業	別紙1から4まで、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物排水管用清掃業	別紙1から4まで、排水管の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条の3第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物ねずみ昆虫等防除業	別紙1から4まで、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第29条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物環境衛生総合管理業	別紙1から4まで、省令第30条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図

(注) 登録を受けようとする事業の区分の欄に、該当する箇所を○印を記入してください。

(建築物空調用ダクト清掃業)

別紙1

設備・機器名簿

平成20年4月1日現在

名称	型式	数量	購入年月日
電気ドリル	A社 ○○-○○○型	2	平成19年4月1日
シャー（又はニブラ）	B社 ○○○型	2	平成18年4月1日
内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）	C社 ○○-○○○型	2	平成17年4月1日
電子天びん（又は化学天びん）	D社 ○○-○○○型	2	平成16年4月1日
コンプレッサー	E社 ○○○型	2	平成15年4月1日
集じん機	F社 ○○-○○○型	2	平成14年4月1日
真空掃除機	G社 ○○○型	2	平成19年4月1日
ここに挙げられた機材は、法令により用意する事とされている機材です。これらの機材は必ずご用意ください。この他にも使用する機材があれば、記載してください。		数量に基準はありません。作業班が一班のみであれば最低一台ずつあれば結構ですが、作業班が複数ある場合は、作業班の数だけ機材をご用意ください。	
<ul style="list-style-type: none">・機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象とします。・機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。<u>その場合は、貸借契約書等の写しを添付してください。</u>・同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとする事はできません。			

(建築物空気調和用ダクト清掃業)

(新規登録の場合)

別紙3

新規登録の場合は、過去1年間の研修実績と、今後1年間の研修予定を記載してください。

研修実施状況(計画)(平成19年4月1日から平成21年3月31日まで)

平成20年4月1日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象 従業員数	参加 従業員数
平成19年5月1日 (実績)	〇〇法人〇〇協会の 作業従事者研修	〇〇法人〇〇協会 講師	5人	5人
<p>厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する、従事者研修を受講する事が望ましい。この場合、当該団体が発行する従事者研修修了証明書等を添付してください。</p>				
平成20年5月1日 (予定)	ダクト清掃作業の方法 機械器具の使用方法 安全・衛生注意事項	諾戸 太郎 ダクト清掃作業監督者 (ダ第99999号)	5人	5人
<p>諸般の事情により事業者が自ら研修を行なう場合は、その指導に当たる者は、作業監督者等、知識を十分に有する者であること。</p>				
	<p>使用教材 「清掃作業従事者研修用テキスト」 〇〇法人〇〇協会著</p>	<p>研修に使用する教材は、厚生労働省労働大臣の登録を受けた団体が実施する従事者研修で使用されている教材と、同等のものを使用する事が望ましい。</p>		

業務に従事する者全てが受講してください。

別紙4

作業の実施方法等

平成20年4月1日現在

作業班の編成	作業班	監督者の氏名	使用する機械器具
	1班 4名 監督者1名 従事者3名	諾戸 太郎 ダクト清掃作業監督者 (ダ第99999号)	別紙1の機材一式
	2班 3名 監督者1名 従事者2名	諾戸 二郎 建築物環境衛生管理技術者 (第88888号)	別紙1の機材一式
		班が複数ある場合は、極力各班にダクト清掃作業監督者の資格を有する者が存在するように構成してください。	
作業の手順等			
別紙Aのとおり			
この欄に収まらない時は、別紙にまとめても結構です。			
業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法			
<p>業務の委託は原則として行わない。やむを得ず業務を委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が弊社の手順書に掲げる要件を満たしていることを常時把握する。</p>			
下線部分については、自社の状況に応じたこれに類する内容を必ず記載してください。			
苦情及び緊急の連絡に対する体制			
<pre>graph TD; A[建築物維持管理権限者等 (苦情申立者)] --> B[静岡衛生(株) Tel.0000-0000]; B --> C[代表取締役 (必要に応じて)]; B --> D[ダクト清掃作業監督者]; D --> E[その他作業実施者 (必要に応じて)];</pre>			
自社の状況に応じた連絡体制を記載してください。			

(建築物空調用ダクト清掃業)

(別紙4の別紙A)

作業の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む事とされている内容です。自社の状況に応じたこれに類する具体的内容を必ず記載してください。
この他にも自社独自の方法がありましたら記載してください。

1 作業工程

- ・ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行う。
- ・清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。
- ・清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認する。
- ・清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認する。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずる。

2 機械器具等の点検の方法

空調用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

点検は自社において作業終了の都度行い、具体的な方法としては〇〇〇〇。

3 ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法

廃棄物の分別、貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。具体的には〇〇〇〇。

4 作業報告作成の手順

〇〇〇〇は、作業終了後〇〇日以内に作業報告書を作成し〇〇〇〇に提出する。作業報告書に記載する内容は〇〇〇〇。